

森ヒルズリート投資法人
第7回投資主総会 質疑応答要旨
(平成29年4月21日開催)

Q1

監督役員2名選任に関して、現在の監督役員は3名体制であるが1名減らした理由を教えてください。

A1

法令上の役員の員数は、執行役員1名以上、監督役員は執行役員の数に1を加えた数以上であり必要な員数は充足している。その上で、他の投資法人の多くが監督役員2名体制となっていること、今回の候補者2名であれば十分な監督ができると判断したことから、2名体制に変更することにした。

Q2

規約変更に関して、再生可能エネルギー発電設備を運用対象に加えた理由を教えてください。

A2

現時点で再生可能エネルギー発電設備に単独で投資することは考えていない。オフィスビル等に再生可能エネルギー発電設備が設置されているような場合に、再生可能エネルギー発電設備も合わせて取得できることを明確化するためである。

Q3

執行役員選任に関して、執行役員と資産運用会社の社長を兼務しているため特別な利害関係を有しているとあるが、利益相反取引を防止する体制について説明してください。

A3

利益相反取引を防止するための規程等を整備しており、利益相反のおそれのある一定の取引等については、各会議体(資産運用会社のコンプライアンス委員会、取締役会、投資法人の役員会等)で承認を得る仕組みとしている。

以上